

改 正 後

現 行

（週休日及び勤務時間の割振り）

第三条 1・2（略）

（週休日及び勤務時間の割振り）
第三条 1・2（略）

3 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和〇〇年条例第〇〇号。以下「給与条例」という。）別表第〇研究職給料表の適用を受ける職員（これに類する職員を含む。）で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

3 任命権者は、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例（昭和〇〇年条例第〇〇号）別表第〇研究職給料表の適用を受ける職員（これに類する職員を含む。）で人事委員会規則で定めるものについて、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮して当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の能率の向上に資すると認める場合には、前項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、四週間ごとの期間につき一週間当たりの勤務時間が三十八時間四十五分となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあつては、四週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い勤務時間を割り振るものとし、当該職員が再任用短時間勤務職員又は任期付短時間勤務職員である場合にあつては、それぞれ前条第三項又は第四項の規定に基づき定める時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。

（時間外勤務代休時間）

第十条の二 任命権者は、給与条例第〇〇条の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、人事委員会規則の定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、人事委員会規則で定める期間内にある第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により勤務時間が割り振られた日（第十二条第一項において「勤務日等」という。）のうち第十二条第一項に規定する休日及び代休日を除いた日に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤

務時間においても勤務することを要しない。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の三 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第十条の四 (略)

(休日の代休日)

第十二条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である勤務日等に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(第十条の二第一項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

(介護休暇)

第十七条 1・2 (略)

3 介護休暇については、給与条例第〇〇条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同条例第〇〇条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。

(育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務)

第十条の二 (略)

(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)

第十条の三 (略)

(休日の代休日)

第十二条 任命権者は、職員に祝日法による休日又は年末年始の休日(以下この項において「休日」と総称する。)である第三条第二項若しくは第三項、第四条又は第五条の規定により割り振られた日(以下この項において「勤務日等」という。)に割り振られた勤務時間の全部(次項において「休日の全勤務時間」という。)について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日(次項において「代休日」という。)として、当該休日後の勤務日等(休日を除く。)を指定することができる。

2 (略)

(介護休暇)

第十七条 1・2 (略)

3 介護休暇については、〇〇県の一般職の職員の給与に関する条例第〇〇条の規定にかかわらず、その期間の勤務しない一時間につき、同条例第〇〇条に規定する勤務時間一時間当たりの給与額を減額する。